



国労西日本

国労西日本本部

No.200

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

13春闘

エリア手当の増額・寒冷地手当の復活 特勤手当の増額及び新設を！

国労西日本本部は、各地方からの要求や拡大西日本本部委員会決定された方針に基づき、二月一二日、国労西日本本部第一三号「賃金制度に関する要求」を西日本会社に対し申し入れました。いまだに続くエリア手当という社内格差の解消及び高騰を続ける灯油やガソリン代への補助となる寒冷地手当の復活をはじめ、自動車運転者手当や一人勤務の駅係員に対する手当など、現場で常に危険のなかに身を置き、安全輸送の確保と信頼確保に邁進する労働者の要求を凝縮した内容です。一三春闘において要求を勝ち取るために、各地方において安全を確保する闘いに積極的に取り組み職場要求実現の運動と並行して取り組むことが重要となっています。

賃金制度に関する要求

I. エリア手当

に関する要求

1. 支社毎のエリア手当を以下の通りとすること。
- (1) 京都、大阪、神戸支社 一二%
- (2) 岡山、広島支社 五%
- (3) 金沢、福知山、米子、和歌山支社 三%

2. 前項(1)について、エリア調整給を二%とすること。
3. 調整給は固定額でなく、率とすること。
4. 転勤は、基本的にエリア支社内とすること。
5. 石油価格等の著しい変動があるため、寒冷地手当の制度を復活すること。

II. 特殊勤務手当

に関する要求

1. 深夜勤務等手当及び夜間看護等手当について、支給額を倍額とすること。
2. 資格者が責任を持って業務ができるよう、国家資格を必要とする業務(指定者以外にも全員)については職務手当を支給すること。
3. 業務に必要な国家試験等に伴う費用及びその更新に必要な費用は全額支給すること。また、更新に必要な日又は時間を勤務したものとみなすこと。
4. 勤務時間外に事故等に伴う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。シニア社員・契約社員についても同様とすること。
5. 自動車運転手当・緊急自動車運転手当(事故対応時)を新設すること。
6. 工務系統における勤務単位の特殊勤務手当を増額すること。
7. 人身事故対応時に出動した場合及び後処理に関する手当を支給すること。
8. 駅長業務の資格を持つC層勤務駅で係長不在駅及び一人勤務駅に出納責任者手当、当務駅長手当を新設すること。
9. 特殊勤務手当は、超過勤務手当とも併せて支払うこと。

III. 割増賃金に関する要求

1. 特殊勤務手当の割増率を改善すること。
2. 夜勤手当を単価とする。契約社員及びシニア社員についても同様とすること。

IV. 別居手当に関する要求

1. 別居手当の支給条件を緩和し、最低月額三五、〇〇〇円を支払うこと。

V. 旅費に関する要求

1. 常例用務旅行費(巡回旅費)の単価を引上げること。また、屋外での作業の場合は支給対象とすること。

VI. 厚生規程等

に関する要求

1. 社宅・寮関係
 - (1) 四〇歳以上の年齢別社宅料金制度は廃止すること。
 - (2) 老朽化した寮はリニューアル化すること。食堂を完備すること。また、光熱費等は会社負担とすること。
2. 住宅補給金の最高限度額を給付一回につき賃貸二四万円、持家三万円とすること。

VII. その他

1. 通勤手当を増額すること。
2. ワークライフバランス向上の面から、在宅時間を増やすためにも特急通勤の要件を緩和すること。
3. 社員駐車場、駐輪場を確保すること。必要経費を会社負担とすること。
4. 通信教育にかかる必要経費については、会社負担とすること。
5. 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とすること。

以上

六五歳定年制・無期雇用契約は全て正社員に！ 労働者の制度確立に向け 西日本会社に申し入れ行う

二〇一二年八月、六〇歳などで定年を迎えた社員のうち、希望者全員の六五歳までの継続雇用制度の導入を企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法が国会で成立し、二〇一三年四月から施行されます。

西日本会社は一月二三日「人事関係の法改正に伴う取扱いについて」の提案を行ってきました。西日本本部は、今回の改正高年齢者雇用安定法に不満があるものの会社の提案してきた内容に基づき、二月一三日国労西日本申第一五号において労働者が求める制度確立のために申し入れを行いました。

「人事関係の法改正」（高齢法・労契法）に関する申し入れ

記

一 「再雇用」制度の一部改正について

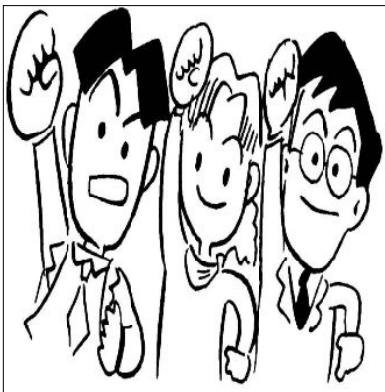
【基本要件】

- (一) 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次六五歳までとすること。
- (二) 社員を対象に再雇用（継続）する制度からして、その者が培ってきた技術力、責任等がなんら変わるものではない。鉄道固有の技術の継承とあわせ、即戦力になることから賃金をはじめとした労働条件を、現行社員に準じて取扱うこと。
- (三) 希望する者全員を「継続雇用」すること。
- (四) 「ML層等に対する再雇用制度」

についても、法改正に伴い見直しを図ること。

【具体的要求】

- (一) 勤務形態については、フルタイム・フル日数、ハーフタイム・フル日数、フルタイム・ハーフ日数があるが、労働者が希望するものを適用すること。
- (二) 適性検査等で他職適となった場合、職種・内容・箇所等については、本人の同意を得ること。
- (三) 出向等に当たっては、本人の同意を得ること。



(四) 出向先基準により出向中の者の再雇用先の限定を行わないこと。

(五) 国労闘申第九号（二〇一三年二月一日）に基づき、改善を図り、とりわけ評価昇給について改善を図ること。

【解明要求】

- (一) この間の年度ごとの「継続雇用」の希望者の割合を明らかにすること。
- (二) 二〇一四年度以降の年金支給開始年齢が順次繰り下げ者に対する賃金等の考え方を明らかにすること。あわせて、定年退職加算金を加算すること。

2. 契約社員の勤務等の取扱いの一部改正について

【基本要件】

- (一) 契約社員については、三年経過により希望する者は正規社員とすること。
- (二) 契約社員制度を撤廃すること。
- (三) いわゆる中途採用を継続的に行うこと。

【具体的要求】

- (一) 無期転換申込み権を全契約社員に適用すること。
- (二) 正社員との著しい賃金格差を是正すること。
- (三) 無期雇用契約となった契約社員を正規社員とすること。

以上

「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>			「生きる」を創る。Afiac			
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合			◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)			
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円				
	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円				
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円	男性	35歳	45歳	55歳
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円	女性	3,656円	5,608円	9,360円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円		3,734円	5,274円	6,864円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円				9,048円
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで) 乳がん・前立腺がんのホルモン療法のとき1カ月 5万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。			
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F <引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95			
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。			AF007-2011-0186 4月26日			